

## 墓地を利用されている方が住所を変更されたとき（住所変更届）

※代理人が住所を変更された場合も届けが必要です。

### ご提出いただく書類

#### ・住所等変更届

変更前・変更後の住所等、必要事項を記載の上、必ずご提出ください。

#### ・墓地利用許可証（紛失等の場合は「利用許可証再交付申請書」）

住所を変更された旨を記載のうえ返送いたします。万一紛失等でお手元がない場合は、再発行しますので「利用許可証再交付申請書」に本人確認書類（運転免許証、保険証等のコピー）を添えてご提出ください。

#### ・墓地利用代理人指定届（または 代理人未選定申立書）※ 東近江市外にお住まいの場合のみ

利用者が東近江市外にお住まいの場合は、東近江市にお住まいの「代理人」を立てていただく必要があります。この場合は「墓地利用代理人指定届」でお届けください。もし、東近江市内に親族や知人がいらっしゃらない等で、やむをえず代理人が指定できない場合は、当面の措置として「代理人未選定申立書」をご提出ください。

#### ○東近江市墓地条例（抄）

##### （代理人の選定）

第 10 条 市内に住所を有しない利用者及び市外に住所を移すこととなった利用者は、市内に住所を有する者を代理人として選定し、市長に届け出なければならない。

##### （住所等の変更）

第 11 条 墓地の利用者又は代理人は、住所等に変更を生じたときは、市長に速やかに届け出なければならない。

#### ○東近江市墓地条例施行規則（抄）

##### （代理人の届出）

第 7 条 利用者が、条例第 10 条の規定により代理人を選定したときは、墓地利用代理人指定届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

##### （住所等変更届）

第 8 条 条例第 11 条の規定により住所等に変更を生じたときは、利用者は、住所等変更届(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。